

令和4年8月4日(木)
国土交通省 関東地方整備局
河川部

「鬼怒川水害損害賠償請求事件」の 控訴手続きについて

平成27年9月9日から11日にかけて関東及び東北地方で発生した記録的な豪雨(平成27年9月関東・東北豪雨)に伴い、利根川水系鬼怒川の堤防の決壊等が生じ、茨城県常総市内において大規模な浸水が発生しました。

当該浸水により生じた被害に対して原告らが国家賠償法2条1項の損害賠償を国に求めた裁判で、本日、国として控訴手続きを行いました。

関東地方整備局としては、引き続き、関係機関と協議の上、適切に対処してまいりたいと考えています。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

TEL : 048-601-3151 (代表)

FAX : 048-600-1377

ガ 卜 工 方

河川部 河川調査官

藤本 雄介 (内線 : 3513)